令和6年分 給与支払報告書の記載等について

1　個人住民税（市・県民税）特別徴収の完全実施について

長崎県及び県内全市町では、個人住民税の特別徴収を推進しており、平成27年度から完全実施をしています。

このことに伴い、普通徴収には原則できません。ただし、特定の理由に該当し、どうしても特別徴収ができない場合は、「個人別明細書への切替理由項目の記載」及び「普通徴収（個人納付）への切替理由書の提出」をすることにより、普通徴収にすることができます。

個人別明細書及び普通徴収（個人納付）への切替理由書が正しく記載されていない場合は、特別徴収になりますので、ご注意ください。

なお、普通徴収を希望する方の個人別明細書の「摘要欄」には、必ず切替理由（項目Ａ～Ｆ）を記載してください。

2　給与支払報告書（総括表）に記載する指定番号について

給与支払報告書（総括表）の「指定番号」欄には、7桁又は8桁の特別徴収義務者指定番号を記載してください。

3　税制改正に伴う寡婦（夫）控除の取扱いの変更について

税制改正に伴い、令和3年度から従来の寡婦（夫）控除の取扱いが次のとおり変更されておりますので、ご注意ください。

配偶関係	扶養の有無		該当する控除	控除額（所得税）
死別	扶養あり	子	ひとり親控除	35万円
		子以外	寡婦控除	27万円
	扶養なし		寡婦控除	27万円
離別	扶養あり	子	ひとり親控除	35万円
		子以外	寡婦控除	27万円
	扶養なし		—	—
未婚のひとり親	扶養あり	子	ひとり親控除	35万円
		子以外	—	—
	扶養なし		—	—

※寡婦控除又はひとり親控除の適用を受ける場合は、当該控除の適用を受けようとする者の合計所得金額が500万円以下である必要があります。

4　給与支払報告書（個人別明細書）の提出枚数の変更について

市区町村に提出する給与支払報告書（個人別明細書）の枚数は、令和4年分から**1枚に変更されておりますので、ご注意ください。**

◎給与支払報告書の提出期限

令和7年1月31日（金）

問い合わせ先
大村市 財政部 税務課 市民税グループ
電話番号　（代表）0957-53-4111
（内線）116、117、122、123

⑦ 給与支払報告書（個人別明細書）

※ ※種別 ※整理番号 ※

支払を受ける者 住所 ※区分 ❶ （受給者番号） （個人番号） （役職名） ❷ （フリガナ） 氏名

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	内 円	円	円	内 円

（源泉）控除対象配偶者の有無等	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）	16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）	非居住者である親族の数
老人 / 特定 / 老人 / その他				特別 / その他	
有 従有 ❸－1	円 ❹－1	特定 人 従人 老人 内 人 従人 その他 人 従人 ❺－1	人 ❻－1	内 人 人	人

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内 円	円	円	円

（摘要）

❼ 【記載例】
源泉徴収時所得税減税控除済額 90,000円 、 控除外額 30,000円
（※実際に控除した年調減税額） （※年調所得税額から控除しきれなかった金額）
〇〇株式会社 支払金額 1,000,000円 徴収税額 10,000円 社会保険料 30,000円

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円 ❽	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	❾	居住開始年月日（1回目）	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分（1回目）		住宅借入金等年末残高（1回目）	円		
	住宅借入金等特別控除可能額	円	居住開始年月日（2回目）	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分（2回目）		住宅借入金等年末残高（2回目）	円		

（源泉）控除対象配偶者			配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額
（フリガナ） 氏名 ❸－2	区分		円 ❹－2	円	円
個人番号				基礎控除の額 ❿ 円	所得金額調整控除額 ⓫ 円

控除対象扶養親族			区分	16歳未満の扶養親族			区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
1	（フリガナ） 氏名			1	（フリガナ） 氏名			
	個人番号				個人番号			
2	（フリガナ） 氏名	❺－2		2	（フリガナ） 氏名	❻－2		
	個人番号				個人番号			
3	（フリガナ） 氏名			3	（フリガナ） 氏名			5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
	個人番号				個人番号			
4	（フリガナ） 氏名			4	（フリガナ） 氏名			
	個人番号				個人番号			

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職 就職	退職	年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日
							⓬								⓭			

支払者		
	個人番号又は法人番号	（右詰で記載してください。）
	住所（居所）又は所在地	
	氏名又は名称	（電話）

（摘要）に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

（市区町村提出用）

❶ 令和7年1月1日時点の住所（中途退職者は、退職時点の住所）が大村市であるか確認してください。

❷ フリガナ及び個人番号は、必ず記載してください。

❸ ❸－2欄に合計所得が133万円以下の配偶者について、配偶者（特別）控除を受ける場合は、フリガナ、氏名及び個人番号を記載してください。
❸－1欄に主たる給与において、年末調整を行っている場合で、控除対象配偶者（合計所得48万円以下）を有しているときは、有欄に〇印を記載してください。年末調整を行っていない場合で、源泉控除対象配偶者（合計所得95万円以下）を有しているときは、有欄に〇印を記載してください。
従たる給与において、源泉控除対象配偶者（合計所得95万円以下）を有している場合は、従有欄に〇印を記載してください。
なお、控除対象配偶者（合計所得48万円以下）が70歳以上（S30.1.1以前生）の場合は、老人欄に〇印を記載してください。
※住民税の非課税限度額を算定する際の扶養親族は、合計所得の上限が48万円となります。
源泉控除対象配偶者のうち、合計所得が48万円を超える場合は、住民税上の扶養親族数には含まれません。

❹ ❹-1欄には、所得に応じた配偶者（特別）控除の額を記載してください。
❹-2欄には、配偶者の合計所得（収入ではありません。）を記載してください。

❺ ❺-1欄には、16歳以上（H21.1.1以前生）の扶養親族について、それぞれ該当する欄に人数を記載してください。
❺-2欄には、フリガナ、氏名及び個人番号を記載してください。
・特定扶養親族 （19歳以上23歳未満：H14.1.2～H18.1.1生）
・老人扶養親族 （70歳以上の親族：S30.1.1以前生）

❻ ❻-1欄には、**16歳未満（H21.1.2以後生）の扶養親族**の人数を記載してください。
❻-2欄には、フリガナ、氏名及び個人番号を記載してください。

❼ 摘要欄（【記載例】を参照してください。）
所得税の定額減税に関する事項を記載してください。
中途就職者で、前職分を含めて年末調整を行った場合、合算した前職分の内容（事業所の名称、給与支払金額、源泉徴収税額及び社会保険料の額。複数の事業所を合算する場合は事業所ごとの内容）を記載してください。

❽ **生命保険料、個人年金保険料の新・旧区分ごとの支払金額及び介護医療保険料の支払金額** を該当する欄に記載してください。

❾ 住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合は、「適用数」、「居住開始年月日」等を記載してください。
年末調整で控除しきれない控除額がある場合は、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載してください。
住宅借入金等特別控除適用数：控除の適用数を記載します。適用数が3以上のときは、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記載してください。

❿ 基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、転記する必要はありません。

給与所得者の基礎控除申告書		記載方法
合計所得金額の見積額	基礎控除の額	
2,400万円以下	48万円	記載不要
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000
2,500万円超	なし	0

⓫ 所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。

⓬ 寡婦控除及びひとり親控除を判定する際は、1ページの3に掲載している表を参照してください。

⓭ 生年月日は、個人を特定する際に必要な情報ですので、正確に記載してください。

★ 普通徴収対象者の場合は、該当者の給与支払報告書の摘要欄に必ず切替理由（項目A～F）を記載してください。
（詳細については、次ページを確認してください。）

●普通徴収（個人納付）への切替理由書の記載について

＜普通徴収（個人納付）対象者の個人別明細書＞

普通徴収となる理由を右表の切替理由（項目A～F）から選択し、個人別明細書の摘要欄に次の記載例を参照し、（普－項目（A～F））と記載してください。

※記載例

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内　円	円	円	円
（摘要） 普－F			

切替理由（項目A～F）ごとに人数を集計する。

＜普通徴収（個人納付）への切替理由書＞

（特別徴収関係綴　P8）

普通徴収（個人納付）への切替理由書

項目	切替理由（下記6項目以外の理由は不可）	人数	
A	総従業員数（※）が2人以下 （※）下記B～Fに該当する従業員数を差し引いた人数	人	A
B	他の事業所で特別徴収 （例：乙欄該当者）	2 人	B
C	毎月の給与が少なく、税額が引けない	1 人	C
D	給与の支払が不定期 （例：給与の支払が毎月ではない）　❶	人	D
E	事業専従者 （※）個人事業主のみ対象	2 人	E
F	退職者又は退職予定者（5月末まで）及び休職者	5 人	F
普通徴収（個人納付）する方の合計人数　❷		10 人	

● 重要

1. 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず項目（A～F）を記入してください。（例：普-A）
2. 摘要欄に項目の記入がない場合は、特別徴収の取扱いとなります。
3. この切替理由書を普通徴収者分個人別明細書の上に付けてご提出ください。
4. eLTAXでご提出の場合はこの理由書に代えて、個人別明細書の摘要欄に略号（A～F）を記入し、普通徴収の欄にチェックを入れてください。

❶ 人数欄

該当する右表の切替理由（項目A～F）ごとに、それぞれ普通徴収とする従業員の人数を記載してください。

・項目Aの総従業員数は、大村市以外の市区町村にお住まいの方も含めます。給与の支払が2人を超える事業所の場合（項目B～Fを除く。）は、項目Aには該当しません。

・2か所以上の事業所で勤務している従業員は、主な勤め先である事業所以外の事業所においては、項目Bに該当します。

・休職者（休職予定の者を含む。）や死亡者については、項目Fに該当します。

❷ 普通徴収（個人納付）対象者の合計人数

普通徴収対象者の合計人数を記載し、提出する普通徴収対象者の給与支払報告書の枚数と一致するか確認してください。

●給与支払報告書（総括表）記載上の注意点及び給与支払報告書の仕分け方

＜給与支払報告書（総括表）記載上の注意点＞

❶ 7桁又は8桁の特別徴収義務者指定番号を記載してください。

年度（　　年分）　給与支払報告書（総括表）

大村市長宛

年　月　日 提出

指定番号

給与の支払期間	年　月分から　月分まで	事業種目	
給与支払者の個人番号又は法人番号		受給者総人員	人
フリガナ		報告人員 特別徴収対象者	人
給与支払者の氏名又は名称		報告人員 普通徴収対象者（退職者）	人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		報告人員 普通徴収対象者（退職者を除く）	人
フリガナ		報告人員 報告人員の合計	人
同上の所在地	〒　－		
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		所轄税務署名	税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	課　係 氏名 （電話　）	給与の支払方法及びその期日	
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 （電話　）	納入書の送付	必要・不要

◎今回提出分のうち、前職・他社分等の給与を合算して年末調整している方の報告書がありますか。（どちらか囲んでください）

（ある）（該当者の摘要欄に前職分を必ず記入してください）・（合算しているものはない）

❷ 特別徴収対象者の人数を記載してください。
パート、アルバイト及び乙欄該当者で特別徴収を希望する場合も、特別徴収の人数に含めてください。ただし、乙欄該当者については、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に朱書きで「特別徴収希望」と記載してください。

❸ 普通徴収対象者の人数を項目ごとに記載してください。
※普通徴収の場合は、切替理由書に正しく記載しているか確認してください。

❹ 大村市報告分の合計です。この数と給与支払報告書（個人別明細書）の数が同じになります。

❺ 報告書の内容について、問い合わせをする際に必要となりますので、詳しく記載してください。

❻ 大村市提出分の中に、前職分の給与を合算して年末調整した報告人員がいる場合は「ある」に○印を、いない場合は「合算しているものはない」に○印を記載してください。
また、合算した場合は、必ず該当者の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に合算した事業所の名称、給与支払金額、源泉徴収税額及び社会保険料の額を記載してください。
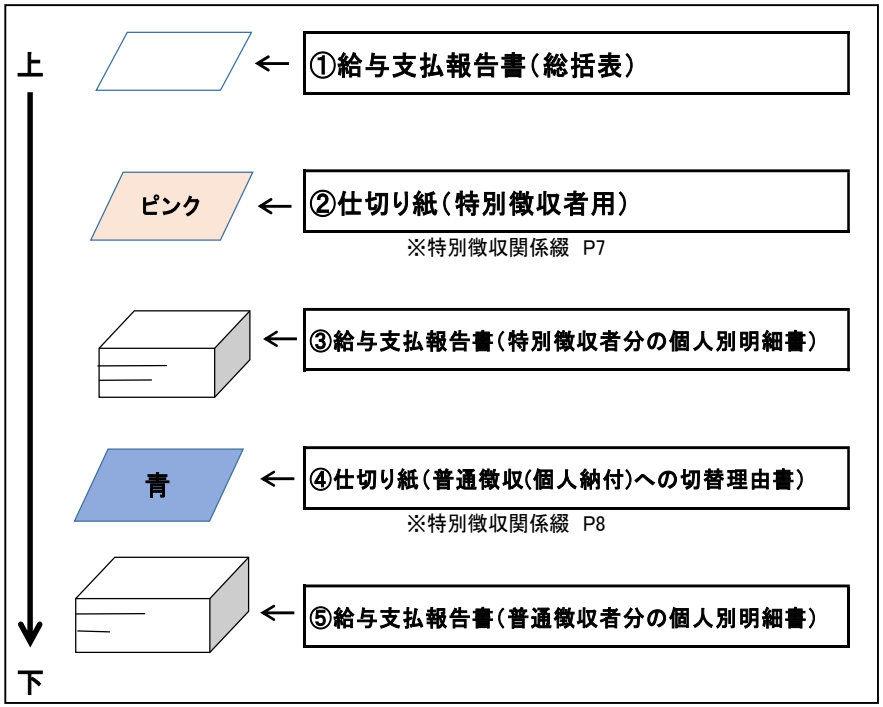
＜給与支払報告書の仕分け方＞